

教育委員会提出議案

第29号議案

コミュニティ・スクール学校運営協議会委員の任命（追加）について

上記の議案を提出する。

令和5年6月26日

豊島区教育委員会教育長 金子 智 雄

コミュニティ・スクール学校運営協議会委員の任命（追加）について

1 説明

豊島区学校運営協議会規則（教育委員会規則第8号）第8条の規定に基づき、高南小学校コミュニティ・スクール学校運営協議会における新任委員について、校長より推薦された。同規則の規定に基づき教育委員会が任命する。

2 委員・任期等

学校名	名前	役職等	任期
高南小学校	岡 将太	（前）高南小学校 PTA 会長	令和5年7月1日～ 令和7年3月31日

3 根拠規定

（任命）

豊島区学校運営協議会規則第8条第1項

協議会の委員（以下「委員」という。）は10名程度とし、次の各号に掲げる者について、教育委員会が校長の推薦により任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学識経験者
- (4) 対象学校の運営に資する活動を行う者

令和 5 年度 豊島区コミュニティ・スクール学校運営協議会委員 一覧（令和 5 年 4 月 1 日現在）

仰高小学校				池袋本町小学校				高南小学校			
	名前	役職等	任期		名前	役職等	任期		名前	役職等	任期
1	榊野 光路	大正大学社会共生物学部 公共政策学科講師	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	1	青木 正典	池袋本町中央町会長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	1	佐藤 義夫	高田一丁目町会会長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
2	松宮 秀明	巣鴨地藏通り商店街振興組 理事長	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	2	森 淑夫	NPO法人池本ひろば 理事長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	2	鈴木 英三	東目白坂下睦会会長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
3	木崎 禎一	巣鴨とげぬき地藏専門前 仲見世会 会長	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	3	山本 道子	第11地区青少年育成委員会 会長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	3	芳賀 英俊	高田中央町会会長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
4	田辺 貞子	民生児童委員	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	4	佐藤 義政	保護司	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	4	高橋 藤男	高田三丁目町会会長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
5	早川 陽子	主任児童委員	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	5	斎藤 玲子	みのり保育園長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	5	近 昌哉	豊島高田郵便局長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
6	岩井 由美子	(元) 仰高小学校PTA会長	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	6	塩川 義宗	(元) 池袋本町小学校PTA会長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	6	斎藤 美智子	東目白白治会会長代理	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
7	谷口 基	仰高小学校PTA会長	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日	7	石川 久美子	主任児童委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	7	吉田 郁子	第五育成委員会会長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
8	島村 智子	第一地区青少年育成委員会 会長代理	令和4年5月1日～ 令和6年3月31日	8	榊原 清	11地区区政連絡会委員長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	8	大草 栄子	第五育成委員会委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
9	竹村 康彦	豊島消防署巣鴨出張所所長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	9	中村 美穂	池袋本町小学校PTA会長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	9	文字 悦子	民生児童委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
10	池田 孝志	巣鴨警察署生活安全課少年係 係長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日					10	中嶋 正司	民生児童委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
11	福島 真太郎	巣鴨駅前商店街振興組 理事長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日					11	杉田 恵	主任児童委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
								12	高梨 彩華	豊島区民社会福祉協議会委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
								13	久米 茉咲	明治安田生命保険相互会社	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
								14	森 智	高南小学校PTA会長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日

参考：職務として委員を担う職員

12	小原 敦子	区民ひろば仰高所長
13	井上 佳子	子どもスキップ仰高所長

参考：職務として委員を担う職員

10	平本 浩実	豊島区立池袋中学校長
11	河村 涼子	子どもスキップ池袋本町所長

参考：職務として委員を担う職員

15	小池 奈緒美	区民ひろば高南所長
16	村山 正浩	子どもスキップ高南所長

池袋中学校				千登世橋中学校			
	名前	役職等	任期		名前	役職等	任期
1	榑原 清	I S S 地域対策委員長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	1	飯島 光正	(元) 千登世橋中学校校長	令和4年4月1日～ 令和6年3月31日
2	山本 道子	I S S 地域対策委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	2	嶋田 由美	学習院大学教授 (元) 豊島区教育委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
3	豊島 佳代子	第2地区青少年育成委員 池袋東地区民生児童委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	3	松浦 和代	主任児童委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
4	中村 勝則	(元) 地域文教部委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	4	吉田 郁子	第五地区青少年育成委員会会長 主任児童委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
5	米山 和英	池袋本町四丁目町会長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	5	今宮 忠則	第四地区青少年育成委員会 (元) 千登世橋中学校PTA会長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
6	塩川 義宗	(元) 池袋中学校PTA会長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	6	稲垣 憲一	(元) 千登世橋中学校PTA会長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
7	古賀 潤子	青少年問題協議会委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	7	山口 紀子	(前) 千登世橋中学校PTA会長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
8	玉井 勝	学校開放運営委員長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	8	阿部 崇	千登世橋中学校PTA会長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
9	野崎 利明	I S S 地域対策委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	9	和田 薫	(元) 明星大学特任教授	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
10	遠藤 純子	民生主任児童委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	10	山口 光信	目白警察署生活安全課 スクールサポーター	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日
11	中島 有希子	民生主任児童委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日				
12	石川 久美子	民生主任児童委員	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日				
13	市川 美豊子	池袋中学校PTA会長	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日				

参考：職務として委員を担う職員

14	佐藤 洋士	豊島区立池袋本町小学校長
----	-------	--------------

○豊島区学校運営協議会規則

令和 3 年 7 月 9 日
教育委員会規則第 8 号

改正 令和 4 年 3 月 1 日教委規則第 1 号
令和 5 年 3 月 7 日教委規則第 11 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。) 第 47 条の 5 第 1
項に規定する学校運営協議会 (以下「協議会」という。) につい
て必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該
各号に定めるところによる。

- (1) 学校 豊島区立小学校及び中学校をいう。
- (2) 対象学校 当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な
支援に関して協議する学校をいう。
- (3) 保護者 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者をいう。
- (4) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。

(趣旨)

第 3 条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し
て協議する機関として、豊島区教育委員会 (以下「教育委員会」
という。) 及び対象学校の校長の権限及び責任の下、保護者及び
地域住民等が一体となって、教育活動の改善や児童又は生徒の健
全育成に継続的に取り組むものとする。

2 協議会は学校と保護者・地域住民等との連携・協働で実施する
地域学校協働活動により、学校の教育活動の充実を目指すとともに、
地域人材の有効活用や将来の地域の担い手の育成、学校を中心
とした地域ネットワークの形成により、地域活性化を図るもの
とする。

(設置)

第 4 条 教育委員会は、前条の趣旨を踏まえ、その所管に属する学

校ごとに協議会を置くことができる。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認められた場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長、保護者及び地域住民等の意見を聴くものとする。

3 協議会を設置する学校は別表のとおりとする。

(所掌事項)

第5条 協議会は、次に掲げる事項をつかさどる。

(1) 対象学校の次条各号に掲げる学校運営の基本的な方針の承認に関すること。

(2) 対象学校の運営に関する事項についての教育委員会又は校長に対する意見に関すること。

(3) 対象学校の教職員の採用その他の任用に関する事項についての任命権者に対する意見に関すること。

(4) 対象学校の運営状況についての評価に関すること。

(5) 保護者及び地域住民に対する前号の評価の結果についての情報提供に関すること。

2 協議会は、前項各号に掲げるもののほか、対象学校の校長から求められた事項について審議することができる。

(学校運営の基本的な方針の承認)

第6条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育課程の編成に関すること。

(2) 学校経営方針に関すること。

(教職員の任用に関する意見の申出)

第7条 法第47条の5第7項の規定及び第5条第1項第3号により述べることができる意見は、第3条に定める趣旨及び前条の規定により承認した学校運営の基本的な方針の実現に資するための意見とする。

(委員の任命)

第 8 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は10名程度とし、次の各号に掲げる者について、教育委員会が校長の推薦により任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学識経験者
- (4) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴くものとする。

（任期）

第 9 条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の場合を除き、年度途中に任命された委員の任期は、翌年度末までとする。

（報酬）

第10条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年豊島区条例第38号）第2条第1項の規定に基づき、月額1,000円とする。

（守秘義務等）

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、その他委員としてふさわしくない非行を行うこと。

（委員の解任）

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。
- (2) 委員が前条に規定する義務に違反したとき。
- (3) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(委員長及び副委員長)

第13条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 4 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(招集及び議事)

第14条 協議会は、委員長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開する。ただし、次に掲げる事項を審議する場合は、公開しないことができる。

- (1) 当該対象学校の教職員の採用その他の任用に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会が公開しないことが必要と認める事項

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、委員長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(部会等)

第16条 運営協議会は、その定めるところにより、部会等の必要な組織を置くことができる。

(運営の細則)

第17条 協議会は、法令及び教育委員会規則並びにその設置目的に反しない範囲において、その運営に必要な事項を定めることができる。

(協議会等に対する助言等)

第18条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して助言及び指導を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

3 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割及び責任について正しい理解を得るため必要な研修を行うよう努めなければならない。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月1日教委規則第1号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月7日教委規則第11号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

(令5教委規則11・全改)

学校名
仰高小学校
池袋本町小学校
高南小学校
池袋中学校
千登世橋中学校